

ご案内 申告相談の開設

市役所本庁と各支所で令和2年分所得の申告相談を開設します。なお、医療費控除を受けられる方は「医療費控除の明細書」、営業・農業・不動産所得がある方は「収支内訳書」を作成のうえ、ご来場ください。相談時に必要な書類がない場合は、申告書を作成・受付完了することができません。

申告相談に必要な持ち物

- ◎認印
- ◎本人確認書類（免許証・健康保険証など）
- ◎利用者識別番号の確認書類（「確定申告のお知らせ」など）
- ◎個人番号通知カード（記載内容が住民票と一致するもの）、マイナンバーカードまたは個人番号の記載がある住民票の写し
- ◎給与・年金の源泉徴収票
- ◎営業・農業・不動産所得がある場合は収支内訳書
- ◎その他所得がわかる書類
- ◎所得控除の証明書、領収書など
- ◎国税庁から送られてきた「お知らせハガキ（通知書）」
- ◎還付となる場合は口座番号などがわかるもの
- ◎昨年度の申告書控（お持ちの方のみ）

■申告の相談日

会場	相談日(土・日・祝日を除く)
市役所本庁(地下)	2月16日(火)～3月15日(月) ※本庁のみ3月6日(土)と3月13日(土)の午前9時から午後4時まで開設します。
丹生川支所	3月1日(月)～3月5日(金)
清見支所	2月22日(月)～2月26日(金)
荘川支所	3月5日(金)～3月10日(水)
一之宮支所	2月17日(水)～2月19日(金)
久々野支所	2月24日(水)～3月2日(火)
朝日支所	3月8日(月)～3月10日(水)
高根支所	3月4日(木)～3月8日(月)
国府支所	2月16日(火)～2月26日(金)
上宝支所	3月4日(木)～3月11日(木)

※開設時間は、いずれも8:30～17:15
 ※例年、いずれの会場も相談日初日から数日間は大変混み合います。待ち時間が大変長くなりますのでご注意ください。
 ※清見支所、荘川支所、高根支所では、相談日を地区ごとに設けます。詳細は、町内会を通じてお知らせします。

ご注意ください！ 市が行う各相談会場では、次の申告相談は受け付けできません。高山税務署をご利用ください。

- ◎青色申告
- ◎土地・建物、株式・先物取引などを売却した場合の譲渡所得およびエンジェル税制に関すること
- ◎住宅ローン控除(令和2年入居初年分)
- ◎贈与税、消費税、地方消費税

高山税務署からのお知らせ

問合 高山税務署 ☎32-1020

確定申告会場を開設します

相談対象 令和2年分所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月) 土日祝を除く
 なお、本年の確定申告では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談を受け付けています。

開設時間 9:00～17:00

開設場所 高山税務署(昭和町2)

※高山税務署は、高山合同庁舎2階へ移転しました。

会場へ来場される方は、以下の新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします

- ◎入場の際に検温を行います。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状のある方や体調のすぐれない方は来場を控えていただくようお願いします。
- ◎来場の際は、マスクを着用していただき、入口などでの手指消毒をお願いします。
- ◎来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です

2月1日(月)から3月15日(月)までの期間は、確定申告会場の混雑緩和を図るため、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。入場整理券の配布方法は、2通りあります。

- ◎入場整理券は、当日会場配布します。なお、配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、予めご了承ください。当日の配布状況は、国税庁ホームページから確認できます(2月16日掲載開始予定)。
- ◎国税庁LINE公式アカウントからオンラインで事前取得できます。右のQRコードを読み込んで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。



令和2年分の申告および納付期限のお知らせ

次の期限までに申告し、金融機関で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署に用意してある納付書をご使用ください。

所得税および復興特別所得税・贈与税 ⇒3月15日(月)
消費税および地方消費税 ⇒3月31日(水)
 安心で便利な「振替納税」をぜひご利用ください。

＜振替納付日＞

所得税および復興特別所得税 ⇒4月19日(月)
消費税および地方消費税 ⇒4月23日(金)